

立山町防災行政無線戸別受信機無償貸与事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、立山町防災行政無線戸別受信機(以下「戸別受信機」という。)の貸与について、必要な事項を定めるものとする。

(貸与機器)

第2条 町は、音声及び文字表示等で防災情報を出力する戸別受信機を次条に定める者に、無償で貸与する。

2 戸別受信機の貸与を受けた者(以下「使用者」という。)は、戸別受信機に係る電気料金及び電池の交換に要する費用その他戸別受信機の維持管理に要する費用を負担する。

(貸与対象者)

第3条 戸別受信機の貸与を受けることができる者(以下「貸与対象者」という。)は、町内に住所を有し、居住し、及びインターネットに接続できるスマートフォン又はパソコン等を所有していない者のうち、次の各号のいずれかに該当する世帯の世帯主とする。

- (1) 75歳以上のみで構成された世帯
- (2) 身体障害者等のみで構成された世帯
- (3) 75歳以上及び身体障害者等のみで構成された世帯

2 前項に規定する身体障害者等は、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 身体障害者手帳(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳をいう。以下同じ。)の1級又は2級の交付を受けている者(社会福祉施設等に入所しているもの又は寄宿舍、寮その他これに類するものに入所している者を除く。)
- (2) 精神障害者保健福祉手帳(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳をいう。以下同じ。)の1級又は2級を所持する者(社会福祉施設等に入所している者又は寄宿舍、寮その他これに類するものに入所している者を除く。)
- (3) 療育手帳の重度(A)の判定を受けている者
- (4) 要介護認定3から5までの判定を受けている者
- (5) その他災害時に地域の支援が必要な者で、立山町避難行動要支援者名簿に掲載されたもの
- (6) その他町長が特に必要と認める者

(貸与の申請)

第4条 戸別受信機の貸与を受けようとする貸与対象者は、令和4年3月31日までに立山町戸別受信機借用申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

(貸与の決定)

第5条 町長は前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を立山町戸別受信機貸与(決定・棄却)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

- 2 戸別受信機の貸与期間は、前項による通知日から次条により返還することとなった日、または、世帯等が立山町に住所を有しなくなった日までとする。

(貸与品の返還)

第6条 使用者は、戸別受信機を必要としなくなったとき、又は第3条に規定する条件に該当しなくなったときは、速やかに立山町戸別受信機返還届(様式第3号)を町長に提出し、併せて戸別受信機を返還しなければならない。

(設置場所等の変更)

第7条 使用者は、転居等により、戸別受信機の設置場所又は第4条に規定する申請の内容に変更が生じた場合は、立山町戸別受信機申請事項変更届(様式第4号)を町長に届け出なければならない。

(戸別受信機の管理等)

第8条 使用者は、戸別受信機を善良な管理者の注意をもって取り扱い、良好な状態で維持保管しなければならない。

- 2 使用者は、戸別受信機の全部又は一部を故意又は過失により亡失し、又は毀損したときは、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 使用者は、戸別受信機を譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供してはならない。

(台帳の整備)

第9条 町長は、貸与の状況を管理するため、立山町戸別受信機貸与台帳(様式第5号)を作成するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和3年告示第125号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に、なされた行為は、特別な定めがある場合を除き、改正後の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号（第4条関係）

立山町戸別受信機借用申請書

年 月 日

立山町長 様

申請者 住所

氏名（世帯主）

電話番号

戸別受信機の貸与を希望しますので、立山町防災行政無線戸別受信機無償貸与事業実施要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

なお、町が戸別受信機の管理のため、記載した申請内容に係る住民基本台帳、障害等に関する情報を確認することについて同意します。

1 貸与対象について（※該当する項目に「○」をつけてください。）

チェック	区分
	(1)75歳以上の者
	(2)身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者
	(3)精神障害者保健福祉手帳1級又は2級を所持する者
	(4)療育手帳の重度（A）の判定を受けている者
	(5)要介護認定3から5までの判定を受けている者
	(6)上記のほか、立山町避難行動要支援者名簿に掲載されている者
	(7)その他町長が特に必要と認める者

2 戸別受信機の返還等に関する責任者（※申請者と同じ場合は、記入不要です。）

氏名	電話番号

3 添付書類 インターネットに接続できるスマートフォン又はパソコン等を所有していないことを証明する誓約書（別紙）

立山町処理欄（※記入しないでください。）

受信機管理番号		受付日	年 月 日
世帯番号		貸与日	年 月 日
処理・確認者			
備考			

【別紙】

誓 約 書

立山町長 様

私の世帯には、インターネットに接続できるスマートフォン又はパソコン等を所有していません。

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____

様式第2号（第5条関係）

立山町戸別受信機貸与（決定・棄却）通知書

年 月 日

様

立山町長

年 月 日付けで申請のあった防災行政無線戸別受信機の貸与について、次のとおり貸与（決定・棄却）したので通知します。

記

1. 貸与を承認する
2. 貸与を承認しない

(棄却理由)

様式第4号（第7条関係）

立山町戸別受信機申請事項変更届

年 月 日

立山町長 様

申請者 住所

氏名（世帯主）

電話番号

戸別受信機の申請内容を変更したいので、立山町防災行政無線戸別受信機無償貸与事業実施要綱第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

なお、町が戸別受信機の管理のため、記載した申請内容に係る住民基本台帳、障害等に関する情報を確認することについて同意します。

変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		

立山町処理欄（※記入しないでください。）

受信機管理番号		受付日	年 月 日
世帯番号		変更貸与日	年 月 日
処理・確認者			
備考			

様式第5号（第9条関係）

立山町戸別受信機貸与台帳

整理 番号	呼び出し グループ名	製造番号	製造年月日	貸与・変更・ 返還年月日	借用者		備考
					氏名	住所・TEL	